

感染症による出席停止後の登校届出書

鳥取県立鳥取東高等学校

感染症治癒後は登校する際に、本書面並びに医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写、薬情報の写等)を担任に提出ください。

生徒の学年・組・氏名

年

組

氏名

【保護者記入欄】

○をつける	病名	出席停止期間
	第一種感染症（ 新・感染症予防法の一類感染症・二類感染症です。	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5 日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるま で
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時 間を経て全身状態が良好になる まで
	感染性胃腸炎	学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで

医療機関で治療を受けていましたが、病状が回復しましたので、令和 年 月 日より登校します。

診察を受けた医療機関名 _____

生徒氏名 _____

保護者名 _____

印 _____

【学校記入欄】

出席停止期間 令和

年

月

日

～ 病状が回復するまで

インフルエンザの場合は、裏面も記載してください。

保護者 様

インフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注: 2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

解熱した後、2日発熱がありません。

※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後					
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☑ 登校可 能					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止						
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	☑ 登校可 能					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止						
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☑ 登校可 能					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止						
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				☑ 登校可 能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目				解熱後 2日目	☑ 登校可 能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				出席停止	

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。